

- 第六條 本組合ノ資本金額ハ トス
- 第七條 本組合ノ假事務所ヲ大日本労働協會本部内ニ置ク
- 第八條 本組合ノ公告ハ大日本労働協會ノ機關雜誌ヲ以テス
- 第九條 本組合ノ存立期間ハ大正九年二月一日ヨリ労働貯蓄銀行ニ變更スル日ニ至ル迄トス

第一章 株式

- 第十條 本組合ノ資本ハ株式ニ準ジ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第十一條 本組合ノ株式ハ記名式トシ壹株券ノ一種ヲ發行ス
- 第十二條 株金ノ拂込ハ四箇年間に壹株ニ付毎月金壹圓ノ月賦トス但十二月ニ限り金壹圓五拾錢トス
- 第十三條 株主ガ株金ノ拂込ミヲ怠リタルトキハ其ノ日數ニ應ジ金百圓ニ付金拾錢ノ割合ニテ利息ヲ支拂フベキモノトス
- 第十四條 株主ニシテ株式ノ名義變更ヲ要スルトキハ組合所定ノ名義書換請求書ニ株券ヲ添へ申出ヅベシ
- 第十五條 株主、株券ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ再渡ノ請求ヲナ

- スコトヲ得此ノ場合ニ於テ理事ハ公告又ハ其ノ他適當ノ所置ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ請求者ハ公告其ノ他ノ費用ノ外株券壹通ニ付金拾錢ノ手数料ヲ納付スベシ
- 第十六條 株主住所又ハ印影ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク届出ヅベシ若シ届出ヲナサルトキハ之レヲ以テ本組合ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第十七條 株券ノ書換變更ハ毎定時總會ノ前壹個月間之ヲ停止ス
- 第十八條 持株ハ當分本組合員一人五株以上所有スルコトヲ得ズ
- 第十九條 株主本組合ヲ脱退スル場合ニハ株金ハ返附ス但シ組合ノ都合ニヨリ計算期迄預リ置クコトアルベシ

第二章 役員

- 第二十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 評議員 五十名以内 選舉區ヲ定メ一株一票ヲ以テ本組合員中ヨリ互選ス
  - 二 理事長 一名
  - 三 専務理事 一名 一般組合員中ヨリ
  - 四 理事 六名 評議員會之ヲ推薦ス
  - 五 監事 四名